

令和4年4月28日

入札参加資格登録業者 各位
(「建設工事」「工事関係委託」ご登録の方)

会津若松地方広域市町村圏整備組合
管理者 室井照平
(公印省略)

建設工事等に係る前払金率の変更等について (通知)

このことについて、国は、東日本大震災の被災3県における適正な施工等の確保を目的として、工事及び工事関係委託に係る前払金の割合を引き上げる特例を講じてきたところであり、本組合においても同様の取り扱いとしてきました。本年5月1日より、工事及び工事関係委託に係る前払金の割合について国の特例措置の改定に準じ、本組合における取り扱いを以下のとおりといたします。

また、工事における前払金の用途拡大についても国等に準じ、組合の取り扱いを以下のとおりといたしますので、併せてお知らせいたします。

1 変更内容

令和4年度は、前払金の割合を工事が4.5割、工事関係委託が3.5割に引き下げる。

令和5年度以降は特例を廃止する(工事が4割、工事関係委託が3割)。

【前払金の割合】



2 前払金の用途の特例について

○対象となる前払金

令和5年3月31日までに新たに契約を締結する案件(債務負担行為に係るものを含む。)に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるもの。

○用途拡大の内容

前払金の用途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します(ただし、充当可能額は、前払金額の100分の25まで)。

3 適用日 令和4年5月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。

【事務担当】事務局総務課財務係(電話：0242-24-6311)